

健全化判断比率と資金不足比率とは？

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定では、前年度決算に基づいて「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定して公表することとしています。

「健全化判断比率」とは、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標のことを言います。

①実質赤字比率

各年度の経営状況を示す指標で、「一般会計等の実質赤字額（注1）」が「標準財政規模（注2）」に占める比率を表します。

その年度に実施した事業の支払いはその年度の歳入により行うことが原則です。実質赤字とは、財政状況からその原則に沿えなかった額の合計です。こうした赤字が無い場合は、比率がありませんので、「－」と表示されます。

≪ 計算式 ≫

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

各年度の経営状況を示す指標で、「連結」とあるのは、市の一般会計・特別会計・公営企業会計の全てを合わせて計算する意味です。全ての会計の実質赤字額が「標準財政規模」に占める比率を表します。

全ての会計で実質赤字が無い場合や、実質黒字額が実質赤字額を超えている場合は比率がありませんので、「－」と表示されます。

≪ 計算式 ≫

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

市の公債費等による財政負担の度合いを判断する指標で、3か年の平均で示されます。公債費とは、市が発行した地方債の元利償還に要する経費です。

≪ 計算式 ≫

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

④将来負担比率

市が将来負担すべき実質的な負債（地方債現在高等）の「標準財政規模」に対する比率を表したもので、一般会計が負担すると見込まれる推計額が、標準的な年間収入の何倍にあたるかを示す指標です。

≪計算式≫

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※早期健全化基準

財政状況が悪化した状況で、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準。①から④の指標のうち1つでもこの基準以上となった場合は、自ら財政の早期健全化のための計画を定めなければなりません。

※財政再生基準

財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準。①から③の指標のうち1つでもこの基準以上となった場合は、財政の再生のための計画を定めなければならない、市債の発行が原則できなくなります。

⑤資金不足比率

水道、下水道等の公営企業ごとの経営状況を示す指標で、各公営企業の資金不足が事業規模に占める比率を表します。

≪計算式≫

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

※経営健全化基準

自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として資金不足について定められた数値。資金不足比率がこの基準以上となった公営企業を経営する自治体は、その経営の健全化のための計画を定めなければなりません。

(注1)実質赤字(黒字)：歳入決算額から、歳出決算額と翌年度への繰越額(繰越明許繰越額・事故繰越額等)を引いて算出。マイナスの場合は実質赤字、プラスの場合は実質黒字となる。

(注2)標準財政規模：市税や普通交付税など、通常収入が見込まれる財源の規模。